

発議第5号

香芝市議会政務活動費の交付に関する規程の一部を改正することについて

香芝市議会政務活動費の交付に関する規程の一部を次のとおり改正する。

令和5年6月27日提出

提 出 者

香芝市議会議会運営委員会

委員長 上田井 良二

香芝市議会政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程

香芝市議会政務活動費の交付に関する規程（平成13年議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「第6条第1項」を「第3条第1項」に、「第2号様式」を「第1号様式」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「第7条」を「第4条」に、「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「第10条第1項」を「第6条第1項」に、「第4号様式」を「第3号様式」に、「第5号様式」を「第4号様式」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「第11条」を「第7条」に、「第6号様式」を「第5号様式」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「第12条」を「第8条」に、「第7号様式」を「第6号様式」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「会派の経理責任者及び」を削り、同条を第7条とする。

第9条中「第14条第2項」を「第10条第2項」に、「香芝市のホームページへの掲載その他の方法により行う」を「議長に対する請求その他の方法により行うものとする。この場合において、当該請求に係る手続等については、香芝市情報公開条例（平成12年条例第28号）の規定の例による」に改め、同条を第8条とする。

第1号様式を削る。

「会派名称又は議員氏名

第2号様式中「第3条関係」を「第2条関係」に、（代表者氏名  
（申請者が自署しない

、所属議員数 名）を「議員氏名  
（申請者が自署しない場合は、記  
場合は、記名押印をしてください。）」

に、「第6条」を「第3条」に改め、同様式を第  
名押印をしてください。）」

1号様式とする。

第3号様式中「第4条関係」を「第3条関係」に、「第7条」を「第4条」  
に改め、同様式を第2号様式とする。

「会派名称又は議員氏名

第4号様式中「第5条関係」を「第4条関係」に、（経理責任者氏名  
（申請者が自署しない

) を「議員氏名  
 (申請者が自署しない場合は、記  
 場合は、記名押印をしてください。 ) 」

に、「第10条第1項」を「第6条第1項」に改  
 名押印をしてください。 ) 」  
 め、同様式を第3号様式とする。

第5号様式中「第5条関係」を「第4条関係」に、「第10条第5項」を「  
 第6条第5項」に改め、同様式を第4号様式とする。

第6号様式中「第6条関係」を「第5条関係」に、「第11条」を「第7条  
 」に改め、同様式を第5号様式とする。

「会派名称又は議員氏名  
 第7号様式中「第7条関係」を「第6条関係」に、 (代表者氏名  
 (申請者が自署しない

、所属議員数 名) を「議員氏名  
 (申請者が自署しない場合は、記  
 場合は、記名押印をしてください。 ) 」

に、「第12条」を「第8条」に改め、同様式を  
 名押印をしてください。 ) 」  
 第6号様式とする。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の香芝市議会政務活動費の交付  
 に関する規程 (以下「新規程」という。 ) は、令和5年度の政務活動費から  
 適用する。

(政務活動費の交付の決定に関する経過措置)

2 この規程の施行の際現に改正前の香芝市議会政務活動費の交付に関する規  
 程の規定により政務活動費の交付の決定を受けている者は、新規程の規定に  
 より政務活動費の交付の決定を受けた者とみなす。